

消費者関連法、集団訴訟の世界！

1993年10月1日、株主代表訴訟の訴訟手数料が値下がりしました。それまでは、訴訟金額に連動していた訴訟手数料が、金額に関係なく一律8,400円(現在は13,000円)になったのです。

東芝の粉飾決算でも、すでに株主から70億円、東芝本体から30億円の訴訟が起きています。これに、アメリカなどからの訴訟が加わると、はたしていくらになるのか計り知れません。

1995年7月1日には、村山内閣のもと、PL法(製造物責任法)が施行されます。これは、消費者がメーカーを訴える法律です。この法律により、民事訴訟法の立証責任が、消費者ではなくメーカーへと移ったのです。消費者はメーカーの過失を立証する必要がなくなりました。

今年10月の法改正により、このPL訴訟では、消費者に代わり消費者団体が提訴できるようになります。2007年の改正では、事業者の不当な行為の差し止め請求だけでしたが、今後は、損害賠償全般を行えるようになるのです。

消費者団体訴訟は、アメリカではクラス・アクションと呼ばれ、1970年代に、大きな訴訟が起きました。それにより、倒産する企業が増え、保険会社も大きな損害が出たため、PL保険の販売を中止するまでになりました。

1961年、ケネディ大統領が、「消費者の4つの権利」を掲げて登場。クラス・アクションや製造物の損害賠償リスクの増加につながりました。

このRMインフォメーションで何度も述べてきましたが、日本では、1993年の細川政権の登場が、ケネディ大統領の登場に似ています。細川政権のテーマは「生活者重視」つまり、消費者重視です。

その後、多くの消費者関連法が国会を通過します。消費者基本法、消費者契約法、PL法、食品衛生法、消費生活製品安全法、薬事法、医師法、

不当景品表示法、金融商品販売法、金融商品取引法、個人情報保護法、株主代表訴訟などです。

1995年7月1日にPL法が施行されてから、21年目の法改正。どうも、大事な法律は終盤にさしかかったように思います。これで、消費者関連法は締めるところにきていると思います。

さらに、消費者である労働者の法律を加えると、恐ろしくなります。

今、日本で起きていることは、かつてのアメリカで起きたことが多いのです。つまり、川はアメリカから流れ、日本を通過して、韓国、中国に流れ着くのでしょうか。このことは、40年前、アメリカを旅行中に気づきました。

日本の未来は、アメリカの過去を勉強すれば、ある程度読むことができます。ぜひ、アメリカの歴史を勉強してみたいかがでしょうか？

| 年表 | |
|------|--|
| 1961 | 米国大統領に「ジョン・F・ケネディ」が就任 「消費者の4つの権利」提唱 →訴訟社会の到来 |
| 78 | GM(ゼネラル・モーターズ)の絶頂期 |
| 81 | 米国大統領に「ロナルド・レーガン」が就任 GE(ゼネラル・エレクトリクス)の絶頂期 |
| 82 | サービス業が製造業を追い抜く(米国) |
| 86 | 金融ビッグバン(当時: (英) サッチャー / (米) レーガン) |
| 87 | |
| 93 | 米国大統領に「ビル・クリントン」が就任・来日 内閣総理大臣に「細川護熙」が就任 →「生活者重視」 |
| 94 | サービス業が製造業を追い抜く(日本) 内閣総理大臣に「村山富市」が就任 |
| 95 | 金融ビッグバン |
| 96 | |
| 98 | 国際会計基準の制定 |
| 2001 | 内閣総理大臣に「小泉純一郎」が就任 |
| 03 | SOX法制定 |
| 06 | 会社法制定 |
| 07 | 金融商品取引法制定 |
| 12 | 中小企業会計基準 |

時流を読む

リスクに対する感性が高まれば、自ずと時代の「先」を読む力が備わってきます。最新ニュースをリスクマネジメントの視点で分析し、今後の展開や社会への影響を予想してみましょう。

企業「いきなり提訴」警戒 消費者に代わり認定団体が賠償請求

10月1日、「日本版クラスアクション(集団訴訟)」が施行される。これは、製品の欠陥や契約トラブルなどで多数の消費者に代わり、消費者団体が金銭被害の回復を求めて提訴できるようになる「消費者裁判手続き特例法」のことだ。

消費者団体が個々の消費者に代わって提訴する制度は2007年から実施されているが、従来は、事業者の不当な行為の差し止め請求しかできず、個々の消費者の被害回復は個別に請求するしかなかった。今後は特例法で、損害賠償を請求する集団訴訟も起こせるようになる。

消費者団体が現時点で想定するのは、これまでは泣き寝入りを強いられがちだった少額の訴訟だ。いわゆる悪質業者が主に“標的”になると想定される。

実は特例法の救済範囲はかなり限定的だ。それでも経済界、特に大企業は法施行に戦々恐々としている。「悪質業者に賠償請求しても、会社が解散したりすれば効果は薄い。むしろ消費者団体は有名な企業を狙うのでは」と警戒する。たとえ勝訴できても、訴訟が公になること自体が企業イメージにとってはマイナスなのだ。

集団訴訟自体を止めるのは難しい。このため、消費者トラブルを招きかねない要素を事前に取り除き、提訴されないように努める動きが、それぞれの業種に応じて進められている。グループ全体で、チラシや売場の表示を再点検したり(セブン&アイ・ホールディングス)、利用者に誤解を与えないようマニュアルを改定(東京ガス)、また日常的に約款の見直し(楽天)などを行っている。

消費者団体は提訴前の交渉や和解には必ずしも積極的ではない。「重要なのは確実に被害者救済できるかどうか」であるとして、著名企業に対する「いきなり提訴」も否定しない姿勢だ。

手数料開示 やっと一歩 窓販保険、三井住友・みずほ発表

三井住友銀行とみずほフィナンシャルグループは、窓口で販売する保険商品の手数料を10月から自主開示すると発表した。消費者の間では「銀行が実入りの大きい商品を優先的に売り込んでいるのでは」との不信感も強く、金融庁が銀行界に早急に自主開示するよう求めていた。

複雑な保険商品では、圧倒的な情報量を持つ売り手側が思惑通りに取引を進めやすい。金融庁はこうした不公平な状況を徹底して改めるべきだとの立場だ。手数料開示で各行の窓販商品を比較できるようになると、競争原理が働き、手数料の水準が今後下がる可能性もある。

地銀などは有力な収益源である窓販手数料の引き下げにつながる恐れがあるとして開示に抵抗している。地銀などと連携してシェアを伸ばしている独立系の保険ショップなどにも情報開示の風圧が強まるのは確実で、大手銀以外の対応が注目される。

外国人患者も診療 米国人医師、特区で開始 聖路加国際病院

聖路加国際病院は、国家戦略特区の特例認定を受け、米国人医師による外国人患者の英語診療を始めると発表した。これまで外国人医師が診療できるのは原則として自国患者だけだったが、今後は国籍にかかわらず対応できるようになる。訪日観光客らが安心して病院を利用できるようにする狙いだ。旅行客のほか、外国企業や大使館の駐在員らの利用を想定している。

本コーナーは、(株)日本アルマック/日本リスクマネジメント・プロフェッショナル協会共催セミナー「全国リスクマネジメント研究会」の内容を編集したもので、日経新聞の記事によるものです。セミナーの概要、参加申込方法等については、お気軽にお問い合わせください。

<発行>

日本リスクマネジメント・プロフェッショナル協会

〒101-0038

東京都千代田区神田美倉町10共同ビル2F 27号

(株)日本アルマック内

TEL:03-5297-1242 FAX:03-5297-1244

URL:http://www.almac.co.jp

<製作>

株式会社日本アルマック

〒101-0038

東京都千代田区神田美倉町10共同ビル2F 27号

TEL:03-5297-1241 FAX:03-5297-1244

URL:http://www.almac.co.jp

※ご意見・ご要望は上記までお寄せください。